

模擬授業用資料

判例① 最判昭和56年2月26日民集35
巻1号117頁 (ストロングライフ事件)

問い：なぜ、(当時の)厚生省は、条文の
拡大解釈(類推解釈)をしてまで、Xの輸
入業登録を拒否したかったのだろうか。

【上告人】 被控訴人 被告 厚生大臣 (Y)
【被上告人】 控訴人 原告 株式会社スト
ロングライフカプセルズ (X)

【事案の概要】

Xは輸入業を営む者であり、昭和40年ご
ろより、西ドイツから護身用噴霧器を輸入し、
日本では「ストロングライフ」という名称で
販売していた。この商品(ストロングライフ)
は、催涙剤ブロムアセトンの4パーセント稀
溶液を、小型カートリッジに充填し霧状に噴
射させる護身具である。

毒物及び劇物指定令(政令)の改正により、
新たにブロムアセトンが劇物に指定されたた
め(同指定令2条87号の2)、ブロムアセト
ン及びこれを含む製剤を輸入するについ
ては、Y(厚生大臣)による輸入業の登録を受
けなければならなくなった。

そこでXは、昭和41年6月11日、同法
4条2項によりYにストロングライフを輸入
するについて輸入業の登録申請をしたが、Y
は、昭和44年5月7日付けをもって、Xの
登録申請を拒否する処分をした(本件拒否処
分)。

その理由は、「ストロングライフは、劇物で
あるその内容液を人又は動物の眼に噴射し、
その薬理作用によって永続的なものではない
としても諸種の機能障害を生じさせ、開眼不
能の状態に至らしめるものであり、かつ、そ
れ以外の用途を有しないものである。」とい
うものであった。

Xは、Yを被告として本件拒否処分の取消
しを求める訴え(「本件拒否処分を取り消す」
との判決を請求する訴訟。取消訴訟)、および、
国を被告として、国家賠償法1条による損賠
賠償支払い請求の訴えを提起した。

原審は、(取消訴訟ではなく国家賠償につい
ての判断の箇所であるが)「控訴人は、控訴人

の申請に係る営業所の設備が法所定の基準に
適合していたと主張するけれども、右の事実
は、被控訴人らの否認するところであるばか
りでなく、もともと、被控訴人厚生大臣にお
いて、これにつき適法な審理判断を加わえて
いないことは、本件弁論の全趣旨に徴して明
らかである」と判示している。

【判決理由】

上告代理人貞家克己、同高橋正、同玉田勝
也、同堀井善吉、同鎌田泰輝、同小沢義彦、同
川満敏一、同新谷鉄郎、同代田久米雄、同大西
孝夫、同中井一士、同辻宏二、同内山寿紀の上
告理由について

論旨は、毒物及び劇物取締法4条1項に規
定する毒物又は劇物の輸入業の登録の申請が
あつた場合には、同法5条及び毒物及び劇物
取締法施行規則4条の4所定の登録拒否事由
がなくても、当該品目の輸入を許すことによ
り右登録拒否事由が存する場合と同程度ある
いはそれ以上に国民の保健衛生上の危害を発
生させることが予測されるときには、同法の
目的、趣旨に照らし、右の各規定を類推適用
して、当該品目につき輸入業の登録を拒否す
ることができると解すべきであるから、本件
につき、右の各規定は右拒否事由がある場合
のほかは必ず登録を行わなければならないこと
を定めたものであるとの見解のもとに、本
件登録拒否処分は法定の登録拒否事由以外の
理由に基づき被上告人の輸入業の登録を許さ
なかつたものであるから違法であるとした原
判決には、右法令の解釈適用を誤つた違法が
あり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明
らかである、というのである。

本件拒否処分は、ストロングライフは、専
ら、劇物であるブロムアセトンの有する催涙
作用が人体に開眼不能等の機能障害を生じさ
せることをその用途とするものであり、保健
衛生上の危険性が顕著であるからという理由
により、毒物及び劇物取締法の解釈上設備に
関する法定の登録拒否事由がなくてもその輸
入業の登録を拒否することができるとの見解
の下にされたものである。しかしながら、同
法は、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業
の登録については、登録を受けようとする者
が前に登録を取り消されたことを一定の要件
のもとに欠格事由としているほかは、登録を
拒否しうる場合をその者の設備が毒物及び劇
物取締法施行規則4条の4で定める基準に適
合しないと認めるときだけに限定しており

1 (5条), 毒物及び劇物の具体的な用途につい51
2 ては, 同法2条3項にいう特定毒物につき, 52
3 特定毒物研究者は特定毒物を学術研究以外の53
4 用途に供してはならない旨(3条の2第4項)54
5 及び, 特定毒物使用者は特定毒物を品目ごと55
6 に政令で定める用途以外の用途に供してはな56
7 らない旨(3条の2第5項)を定めるほかに57
8 は, 特段の規制をしていないことが明らかで58
9 あり, 他方, 人の身体に有害あるいは危険な59
10 作用を及ぼす物質が用いられた製品に対する60
11 危害防止の見地からの規制については, 他61
12 法律においてこれを定めたいくつかの例が存62
13 するのである(例えば, 食品衛生法, 薬事法,63
14 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する64
15 法律, 消費生活用製品安全法, 化学物質の審65
16 査及び製造等の規制に関する法律等において66
17 その趣旨の規定が見られる。)。これらの点を67
18 あわせ考えると, 毒物及び劇物取締法それ自68
19 体は, 毒物及び劇物の輸入業等の営業に対す69
20 る規制は, 専ら設備の面から登録を制限する70
21 ことをもつて足りるものとし, 毒物及び劇物71
22 がどのような目的でどのような用途の製品に72
23 使われるかについては, 前記特定毒物の場合73
24 のほかは, 直接規制の対象とせず, 他の個々74
25 の法律がそれぞれの目的に応じて個別的に取75
26 り上げて規制するのに委ねている趣旨である76
27 と解するのが相当である。そうすると, 本件77
28 ストロングライフがその用途に従って使用さ78
29 れることにより人体に対する危害が生ずるお79
30 それがあることをもつてその輸入業の登録の80
31 拒否事由とすることは, 毒物及び劇物の輸入81
32 業等の登録の許否を専ら設備に関する基準に82
33 適合するか否かにかからしめている同法の趣83
34 旨に反し, 許されないものといわなければな84
35 らない。85
36 なお, ストロングライフのブロムアセトン86
37 を収納するカートリッジが同法5条にいう設87
38 備にあたりと解することはできないとした原88
39 審の判断は, 正当として是認することができ89
40 る。90
41 そうすると, 原審の確定した事実関係のも91
42 とにおいて, 本件拒否処分は違法であるから92
43 取り消すべきものであるとした原審の判断は93
44 正当として是認することができる。原判決に94
45 所論の違法はなく, 論旨は採用することがで95
46 きない。96
47 よつて, 行政事件訴訟法七条, 民訴法4097
48 1条, 95条, 89条に従い, 裁判官全員一致98
49 の意見で, 主文のとおり判決する。99
50 (裁判長裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎勇00

里 裁判官 本山亨 裁判官 中村治朗 裁
判官 谷口正孝)

【参照条文】(本件事案当時のもの)

毒物及び劇物取締法

1条 この法律は, 毒物及び劇物について,
保健衛生上の見地から必要な取締をおこな
うことを目的とする。

2条②この法律で「劇物」とは, 別表第2に
掲げる物であつて, 医薬品及び医薬部外品
以外のものをいう。

3条①毒物又は劇物の製造業の登録を受けた
者でなければ, 毒物又は劇物を販売又は授
与の目的で製造してはならない。

②毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者で
なければ, 毒物又は劇物を販売又は授与の
目的で輸入してはならない。

③毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者で
なければ, 毒物又は劇物を販売し, 授与
し, 又は販売若しくは授与の目的で貯蔵
し, 運搬し, 若しくは陳列してはならな
い。(以下略)

4条①毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登
録は, 製造所又は営業所ごとに厚生大臣
が, 販売業の登録は, 店舗ごとにその店舗
の所在地の都道府県知事が行う。

5条 厚生大臣又は都道府県知事は, 毒物又
は劇物の製造業, 輸入業又は販売業の登録
を受けようとする者の設備が, 厚生省令で
定める基準に適合しないと認めるとき,
又はその者が第19条第2項若しくは第4項
の規定により登録を取り消され, 取消の日
から起算して2年を経過していないもので
あるときは, 第4条の登録をしてはならな
い。

6条 第4条の登録は, 左の各号に掲げる事
項について行うものとする。

1. 申請者の氏名及び住所(……)
2. 製造業又は輸入業の登録にあつて
は, 製造し, 又は輸入しようとする毒
物又は劇物の品目
3. 製造所, 営業所又は店舗の所在地

別表第2

1~93 (略)

94 前各号に掲げる物のほか, 前各号に掲
げる物を含有する製剤その他の劇性を有す
る物であつて政令で定めるもの

毒物及び劇物取締法施行規則(厚生省令昭和

1 ○○年○○号) 47
2 4条の4① 毒物又は劇物の製造所の設備の 48
3 基準は、次のとおりとする。 49
4 1. (略) 50
5 2. 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定 51
6 めるところに適合するものであるこ 52
7 と。 53
8 イ 毒物又は劇物とその他の物を区別して 54
9 貯蔵できるものであること。 55
10 ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラ 56
11 ムかん、その他の容器は、毒物又は劇物 57
12 が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれ 58
13 ないものであること。 59
14 ホ (略) 60
15 3. 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎを 61
16 かける設備があること。 62
17 4. 毒物又は劇物の運用品具は、毒物又は 63
18 劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそ 64
19 れがないものであること。 65
20 ②毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売 66
21 業の店舗の設備の基準については、前項第 67
22 二号から第四号までの規定を準用する。 68
23
24 判例②最判平成4年10月29日9日民集4 70
25 6巻7号1174頁(伊方発電所原子炉設置 71
26 許可取消訴訟) 72

問：地元の反対を理由に、原発設置の不
許可処分をできるだろうか。根拠条文はど
れだろうか。

27
28 【上告人】 甲野一郎 外一五名 (Xら) 78
29 【被上告人】 内閣総理大臣 (通商産業大 79
30 臣に訴訟承継) (Y) 80
31
32 【事実の概要】 83
33 四国電力の申請を受けてYが昭和四七年一 84
34 月二八日本件原子炉の設置許可処分をした 85
35 これに対して、付近住民であるXらは、行政 86
36 不服審査法所定の異議申立をなし、Yは昭和 87
37 四八年五月三十一日右異議申立を棄却する旨の 88
38 決定をなした。Xらは昭和四八年八月二七日、 89
39 松山地方裁判所に対し、右許可処分取消訴訟 90
40 を提起した。
41 Xらは、当該許可処分が違法であることの 91
42 理由として、手続違反を述べるほか、原子炉 92
43 等規制法二四条一項四号違反の許可処分であ 93
44 ることを主張している。
45 原原審、原審ともに許可処分に違法はない 95
46 とした。最高裁も次のように述べ、上告を棄 96

却した。

【判決理由】

原子炉を設置しようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとされており(規制法二三条一項)、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可申請が、同法二四条一項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならず(同条一項)、右許可をする場合においては、右各号に規定する基準の適用については、あらかじめ核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること等を所掌事務とする原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないものとされており(同条二項。なお、昭和五三年法律第八六号による改正により、実用発電用原子炉の設置の許可は被上告人の権限とされ、同法附則三条により、右改正前の規制法の規定に基づき内閣総理大臣がした右原子炉の設置の許可は、被上告人がしたものとみなされることとなった。)、原子力委員会には、学識経験者及び関係行政機関の職員で組織される原子炉安全専門審査会が置かれ、原子炉の安全性に関する事項の調査審議に当たるものとされている(原子力委員会設置法(昭和五三年法律第八六号による改正前のもの)一四条の二、三)。
また、規制法二四条一項三号は、原子炉を設置しようとする者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足る技術的能力を有するか否かにつき、同項四号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。)、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。))又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするた

1 め、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置51
2 しようとする者の右技術的能力並びに申請に52
3 係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全53
4 性につき、科学的、専門技術的見地から、十分54
5 な審査を行わせることにあるものと解される55
6 右の技術的能力を含めた原子炉施設の安全56
7 性に関する審査は、当該原子炉施設そのもの57
8 の工学的安全性、平常運転時における従業員、58
9 周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事59
10 故時における周辺地域への影響等を、原子炉60
11 設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条61
12 件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉62
13 設置者の右技術的能力との関連において、多63
14 角的、総合的見地から検討するものであり、64
15 しかも、右審査の対象には、将来の予測に係65
16 る事項も含まれているのであって、右審査に66
17 おいては、原子力工学はもとより、多方面に67
18 わたる極めて高度な最新の科学的、専門技術68
19 的知見に基づく総合的判断が必要とされるも69
20 のであることが明らかである。そして、規制70
21 法二四条二項が、内閣総理大臣は、原子炉設71
22 置の許可をする場合においては、同条一項三72
23 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号73
24 所定の基準の適用について、あらかじめ原子74
25 力委員会の意見を聴き、これを尊重してしな75
26 ければならないと定めているのは、右のよう76
27 な原子炉施設の安全性に関する審査の特質を77
28 考慮し、右各号所定の基準の適合性について78
29 は、各専門分野の学識経験者等を擁する原子79
30 力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく80
31 意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な81
32 判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である82
33 以上の点を考慮すると、右の原子炉施設の83
34 安全性に関する判断の適否が争われる原子炉84
35 設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審85
36 理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安86
37 全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判87
38 断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合88
39 理な点があるか否かという観点から行われる89
40 べきであって、現在の科学技術水準に照らし、90
41 右調査審議において用いられた具体的審査基91
42 準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉92
43 施設が右の具体的審査基準に適合するとした93
44 原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会94
45 の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤95
46 欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠96
47 してされたと認められる場合には、被告行政97
48 庁の右判断に不合理な点があるものとして、98
49 右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と99
50 解すべきである。 100

原子炉設置許可処分についての右取消訴訟
においては、右処分が前記のような性質を有
することにかんがみると、被告行政庁がした
右判断に不合理な点があることの主張、立証
責任は、本来、原告が負うべきものと解され
るが、当該原子炉施設の安全審査に関する資
料をすべて被告行政庁の側が保持しているこ
となどの点を考慮すると、被告行政庁の側
において、まず、その依拠した前記の具体的
審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、
被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相
当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要
があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさ
ない場合には、被告行政庁がした右判断に不
合理な点があることが事実上推認されるもの
というべきである。

以上と同旨の見地に立って、本件原子炉設
置許可処分の適否を判断した原判決は正当で
あり、原判決に所論の違法はない。論旨は、違
憲もいうが、その実質は、単なる法令違背を
いうものにすぎず、原判決に法令違背のない
ことは右に述べたとおりである。論旨は、い
ずれも採用することができない。

【参照条文】（本件事案当時のもの）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和
三十年法律第八十六号）の精神にのつと
り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
利用が平和の目的に限られ、かつ、これら
の利用が計画的に行われることを確保する
とともに、これらによる災害を防止し、及
び核燃料物質を防護して、公共の安全を図
るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃
棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等
に関する必要な規制を行うほか、原子力の
研究、開発及び利用に関する条約その他の
国際約束を実施するために、国際規制物資
の使用等に関する必要な規制を行うことを
目的とする。

（設置の許可）

第二十三条①原子炉を設置しようとする者は、
次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政
令で定めるところにより、当該各号に定め
る大臣の許可を受けなければならない。

一 発電の用に供する原子炉（次号から第
四号までのいずれかに該当するものを除
く。以下「実用発電用原子炉」という。）
経済産業大臣

（以下略）

（許可の基準）

1 第二十四条① 主務大臣は、第二十三条第一29
2 項の許可の申請があつた場合においては、
3 その申請が次の各号に適合していると認め
4 るときでなければ、同項の許可をしてはな
5 らない。
6 一 原子炉が平和の目的以外に利用され30
7 るおそれがないこと。 31
8 二 その許可をすることによつて原子力32
9 の開発及び利用の計画的な遂行に支障を33
10 及ぼすおそれがないこと。 34
11 三 その者(原子炉を船舶に設置する場合35
12 にあつては、その船舶を建造する造船事36
13 業者を含む。)に原子炉を設置するために37
14 必要な技術的能力及び経理的基礎があり、38
15 かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに39
16 足りる技術的能力があること。 39
17 四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核40
18 燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)41
19 核燃料物質によつて汚染された物(原子42
20 核分裂生成物を含む。以下同じ。)又は原43
21 子炉による災害の防止上支障がないもの44
22 であること。 44

○裁量であるという解釈の根拠
・「災害の防止上支障がないこと」という判
断の性質(法24条1項)

○裁量ではないという解釈の根拠

1. 原子炉の安全性は、シミュレーションに
よる工学的安全性を調べるという高度な専
門的知見を総合する判断である。

2. 専門家集団である原子力委員会(審議会)、
とりわけそのなかの原子炉安全専門調査会
の意見を聴くこととしている(法24条2
項)のは、その高度な知見を総合するため。

※裁量判断をするのは、主務大臣というより
は、原子力委員会(審議会)のほうである。

23
24
25 判例③平成3年7月9日民集45巻6号10
26 49号(監獄法施行規則事件)

27
28

問い: 幼い子の面会を禁止するという法務
省の思いやりが、なぜいけないのか?

【上告人】 国(Y)

【被上告人】 益永利明(X) ……在監者
(幼年者の代理としての出訴ではない)

【事実経緯】

1 Xは、爆発物取締罰則違反等により起訴
され、昭和五〇年七月から東京拘置所(以下
「拘置所」といい、その長を「所長」とい
う。)に勾留されているが、昭和五四年一
月一二日第一審で死刑の判決を、昭和五七
年一〇月二九日控訴審で控訴棄却の判決を受
けた。

2 Xは、昭和五八年四月一四日、岩手県に
居住する益永スミコと養子縁組をした。右養
子縁組は、死刑廃止運動に賛同したスミコが
Xを自己の養子にしたいと決意しその旨を申
し入れたことから成立した。したがって、X
と益永一家とは従前生活を共にしたことはな
いが、それぞれが可能な範囲・方法で接触を
保つように努力しており、現にスミコ及びそ
の長女益永陽子は何回となくXに面会に来て
いた。

3 従来、拘置所では、在監者と一四歳未満
の者(以下「幼年者」という。)との面会を
かなり広く認めていた。しかし、昭和五三年
後半ころ、特定の事件の支援者らが、子供を
同伴した上在監者と接見し、その後子供と共
に拘置所内でシュプレヒコール等をしたの
で、拘置所側がこれを排除しようとしたとこ
ろ、子供の身体に危険が生じたことがあつ
た。そこで、拘置所は、そのころから在監者
と幼年者との面会を全面的に禁止した。

63 4 Xは、昭和五九年四月二七日、所長に対
64 し、幹との面会の許可の申請をしたところ、
65 所長は、翌二八日監獄法施行規則(以下「規
66 則」という。)一二〇条によりこれを許可し
67 ない旨の決定(以下「本件処分」という。)
68 をした。

69 そして、幹は同月四日、七日母陽子と共に

1 所長に対し当時未決勾留中であつたXとの面
2 会の許可の申請をしたが、所長は幹とXとの
3 面会を許さなかつた。
4 そこでXは、国を被告として、Yのした面
5 会不許可処分による損害賠償請求（国家賠償
6 請求）訴訟を提起した。
7
8 【判決理由】
9 三 しかしながら、原審の右判断は、是認す
10 ることができない。その理由は、次のとおり
11 である。
12 1 未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づ
13 き、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、
14 被疑者又は被告人の居住を監獄内に限定する
15 ものである。そして、未決勾留により拘禁さ
16 れた者（以下「被勾留者」という。）は、
17 （ア）逃亡又は罪証隠滅の防止という未決勾
18 留の目的のために必要かつ合理的な範囲にお
19 いて身体の自由及びそれ以外の行為の自由に
20 制限を受け、また、（イ）監獄内の規律及び
21 秩序の維持上放置することのできない程度の
22 障害が生ずる相当の蓋然性が認められる場合
23 には、右の障害発生防止のために必要な限
24 度で身体の自由及びそれ以外の行為の自由に
25 合理的な制限を受けるが、他方、（ウ）当該
26 拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原
27 則として一般市民としての自由を保障される
28 （最高裁昭和四〇年（オ）第一四二五号同四
29 五年九月一六日大法廷判決・民集二四卷一〇
30 号一四一〇頁、同昭和五二年（オ）第九二七
31 号同五八年六月二二日
32 大法廷判決・民集三七
33 卷五号七九三頁参
34 照）。
35
36 2 ところで 被勾留者の接見に関する法律
37 の定めは、次のとおりである。
38 （一）刑事訴訟法八〇条は、勾留されている
39 被告人は弁護人等同法三九条一項に規定する
40 者以外の者と法令の範囲内で接見することが
41 できるとしている。
42 （二）そして、監獄法（以下「法」とい
43 う。）四五条一項は、「在監者ニ接見センコ
44 トヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス」と規定し、

未決拘留者の
憲法上の権利

同条二項は、「受刑者及び監置ニ処セラレタ
ル者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ為サシム
ルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ
此限ニ在ラス」と規定し、「受刑者及び監置
ニ処セラレタル者」以外の在監者である被勾
留者の接見につき許可制度を採用することを
明らかにした上、広く
被勾留者との接見を許
すこととしている。
右に前記1で説示し
たところを併せ考える
と、被勾留者には一般市民としての自由が保
障されるので、法四五条は、被勾留者と外部
の者との接見は原則としてこれを許すものと
し、例外的に、これを許すと支障を来す場合
があることを考慮して、（ア）逃亡又は罪証
隠滅のおそれが生ずる場合にはこれを防止す
るために必要かつ合理的な範囲において右の
接見に制限を加えることができ、また、
（イ）これを許すと監獄内の規律又は秩序の
維持上放置することのできない程度の障害が
生ずる相当の蓋然性が認められる場合には、
右の障害発生防止のために必要な限度で右
の接見に合理的な制限を加えることができ
る、としているにすぎないと解される。この
理は、被勾留者との接見を求める者が幼年者
であっても
異なること
ろはない。
（三） これを受けて、法五〇条は、「接見
ノ立会……其他接見……ニ関スル制限ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム」と規定し、命令（法務省
令）をもって、面会の立会、場所、時間、回
数等、面会の態様についてのみ必要な制限を
することができる旨を定めているが、もとよ
り命令によって右の許可基準そのものを変更
することは許されないのである。
3 ところが、規則一二〇条は、規則一二一
条ないし一二八条の接見の態様に関する規定
と異なり、「十四歳未満ノ者ニハ在監者ト接
見ヲ為スコトヲ許サス」と規定し、規則一二
四条は「所長ニ於テ処遇上其他必要アリト認
ムルトキハ前四条ノ制限ニ依ラサルコトヲ

1 項と 2 項の
比較という文
言解釈

文理解釈 + 憲法適合的解釈

1 得」と規定している。右によれば、規則一二四
2 〇条が原則として被拘留者と幼年者との接見
3 を許さないこととする一方で、規則一二四
4 がその例外として限られた場合に監獄の長の
5 裁量によりこれを許すこととしていることが
6 明らかである。しかし、これらの規定は、た
7 とえ事物を弁別する能力の未発達な幼年者の
8 心情を害することがないようにという配慮の
9 下に設けられたものであるとしても、それ自
10 体、法律によらないで、被拘留者の接見の自
11 由を著しく制限するものであって、法五〇条
12 の委任の範囲を超えるものといわなければな
13 らない。 57
14 原審は、規則一二〇条（及び一二四）は
15 幼年者の心情の保護を目的とするものであ
16 り、これに対する具体的な危険を避けるため
17 に必要な範囲で監獄の長が幼年者と被拘留者
18 との接見を制限することを認めた規定である
19 という限定的な解釈を施した上、法はそのよ
20 うな制限を容認していると解する余地がある
21 として、右各規定が法五〇条の委任の範囲を
22 超え、無効であるということとはできないと判
23 断した。しかし、前記のとおり、被拘留者も
24 当該拘禁関係に伴う一定の制約の範囲外にお
25 いては原則として一般市民としての自由を保
26 障されるのであり、幼年者の心情の保護は元
27 来その監護に当たる親権者等が配慮すべき事
28 柄であることからすれば、法が一律に幼年者
29 と被拘留者との接見を禁止することを予定
30 し、容認しているものと解することは、困難
31 である。 そうすると、規則一二〇条（及び一
32 二四）は、原審のような限定的な解釈を施
33 したとしても、なお法の容認する接見の自由
34 を制限するものとして、法五〇条の委任の範
35 囲を超えた無効のものというほかはない。 79
36 そうだとすれば、規則一二〇条（及び一
37 二四）は、結局、被拘留者と幼年者との接見
38 を許さないとする限度において、法五〇条の
39 委任の範囲を超えた無効のものと断ぜざるを
40 得ない。 84
41 4 以上によって本件をみるのに、原審の確
42 定した事実関係によれば、被上告人と幹とが
43 接見したとしても、（ア）被上告人が逃亡し
44 又は罪証を隠滅するおそれが生ずるとも、

（イ）監獄内の規律又は秩序が乱されるおそ
れが生ずるとも認められないというのである
から、所長は、法四五条の趣旨に従い、被上
告人と幹との接見を許可すべきであったとい
わなければならない。ところが、所長は、本
件処分をし、これを許可しなかったのである
から、本件処分は法四五条に反する違法なも
のといわなければならない⑥。

これと異なる見解に立つ上告理由第一点
は、採用することができない。

5 そこで、進んで、国家賠償法一条一項に
いう「過失」の有無につき検討を加える。

（略）

6 以上によれば、前記のとおり被上告人の
請求を一部認容すべきものとした原審の判断
には、法令の解釈適用を誤った違法があり、
その違法が原判決の結論に影響を及ぼすこと
は明らかである。そして、右に説示したとこ
ろによれば被上告人の請求は理由がないか
ら、原判決中上告人敗訴の部分を破棄し、第
一審判決中上告人敗訴の部分を取り消した
上、右取消部分に関する被上告人の請求を棄
却し、かつ、右破棄部分に関する被上告人の
附帯控訴を棄却すべきである。

よって、民訴法四〇八条、三九六条、三八
六条、九六条、八九条に従い、裁判官全員一
致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 園部逸夫 裁判官 坂上壽
夫 裁判官 貞家克己 裁判官 佐藤庄市郎
裁判官 可部恒雄）

【参照条文】（本件当時のもの）

（旧）監獄法

第四十五条① 在監者に接見せんことを請ふ
者あるときは之を許す

② 受刑者及び監置に処せられたる者には其
親族に非ざる者と接見を為さしむることを
得ず但特に必要ありと認むる場合は此限に
在らず

（旧）監獄法施行規則

第二百十条 十四歳未満ノ者ニハ在監者ト接
見ヲ為スコトヲ許サス。